

「緊急事態宣言」発出への対応

小中学校については、9月1日（水）から3日（金）までの間は、分散登校とし、6日（月）から10日（金）までの間は、オンライン授業を実施する。この期間中、給食は実施しない。また、緊急事態宣言期間中は部活動及び通級学級は中止とする。

令和3年8月25日 子ども政策部

○保育所（園）等

- ・緊急事態宣言発出日から令和3年9月12日（日）まで登園自粛要請を行う。
（家庭での保育が困難な場合は利用可）

○放課後児童クラブ

- ・緊急事態宣言発出日から令和3年9月12日（日）まで通所自粛要請を行う。
（家庭での保育が困難な場合は利用可）
- ・小学校の分散登校・リモート授業の実施期間（9月1日～3日、6日～10日）については、放課後児童クラブは午後のみ開所する。
※午前中に保育が必要な場合には、小学校で対応する。

○公立幼稚園

- ・9月1日（水）～ 9月10日（金） 臨時休業
※ただし、家庭の事情により登園することが必要な場合には、午前中に対応する。（登下園は保護者送迎をお願いする）

○子育て施設

- 以下の施設について緊急事態宣言発出日から9月12日まで休館する。
- ・子育て支援センターりんりん、子育て支援センターハーモニー
つどいの広場（市内7か所）
※電話相談については継続する。

・子育て応援館

※ひとり親家庭学習支援事業「まなびーの」及び

子どもと親の居場所づくり事業「ほ～むベース」については継続する。